

新型コロナウイルス感染症に対する3月13日以降の感染防止の対応について

東京都においては、3月13日以降、屋内・屋外を問わず、「マスク着脱は個人の判断を尊重する」との方針を示したことを受け、自治労本部書記局内、および本部主催の会議・集会等の対応について以下の通りとします。

また、本部書記局内の感染時の勤怠や感染または濃厚接触者となった際の対応等については、感染症法「5類」指定の動きを注視し、今後、対応を示すこととします。

1. 3月13日以降、自治労本部書記局内、本部主催の会議・集会におけるマスクの着脱は、原則として、個人の判断を尊重します。
ただし、会議・集会を主催する総合局、評議会等の判断によって、参加者にマスク着用を推奨することは可能とします。
2. 参加者への事前周知として、37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しきやだるさなどの症状がある方は参加の自粛を要請します。
検温の実施は、主催する総合局、評議会等の判断で行います。
3. 基本的な感染対策として、手指消毒、窓・扉の開閉による会場の換気などを行います。
4. 外部施設を利用する際は、開催地の自治体およびその施設の感染拡大防止「ガイドライン」を確認し、施設管理者と連携して、感染防止の取り組みを進めることとします。
5. 交流会、懇親会を開催する場合、参加予定者に対し、各自において必要な感染対策を行うように事前周知を行います。
6. 会議・集会の参加者から感染が確認された場合、これまでどおり、①参加者および単組・県本部から、主催する総合局、評議会等に連絡を要請すること、②主催する総合局、評議会等は、感染者が発生したことを事務連絡等で周知し、参加者に健康観察などの注意喚起を行うこととします。
7. 今後の感染状況に応じて、随時、運用を見直すこととします。

以上